

PRESS RELEASE



平成30年7月24日

< 報道関係各位 >

茅ヶ崎市と協働して分譲マンション等の耐震化を支援します ～茅ヶ崎市と協定を締結～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男。以下「機構」といいます。）は、今般、分譲マンション等の耐震性向上を図るため、茅ヶ崎市と「茅ヶ崎市における分譲マンション及び避難路沿道建築物の耐震化に関する協定書」を下記のとおり締結いたしました。

分譲マンションの耐震化については、居住者の合意形成、多額の補強工事費用等の課題がありますが、これらの課題解決に向けて茅ヶ崎市と機構が連携し、分譲マンションの耐震化をサポートすることとしました。

記

協定について

協定名	茅ヶ崎市における分譲マンション及び避難路沿道建築物の耐震化に関する協定書
協定締結日	2018年7月24日（火）
目的	機構と茅ヶ崎市が連携し、耐震化に向けたマンション管理組合の諸問題解決に取り組むことを目的とする。
連携※の内容	<ol style="list-style-type: none">茅ヶ崎市と協働してマンション管理組合への個別訪問を行います。マンション管理組合の総会等において、マンションの耐震化を含めた長期修繕計画に基づく資金計画や修繕積立金の運用など、各マンションの実情に合わせた支援策を提案します。マンション管理組合の財務状況や長期修繕計画に応じて、茅ヶ崎市の補助金と機構融資を活用した資金計画を提案します。 <p>注）機構の融資制度や修繕積立金の運用は別紙参照</p>

※マンション管理組合への個別訪問実施等について機構が地方公共団体と協働した取組は全国初

【報道関係者からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 麓／井田／竹之内／木村／小林 TEL:03-5800-8019

■【マンション共用部分リフォーム融資】について

1 商品概要

- 融資限度額は、次の①から③までのいずれか低い額となります。
 - ① 融資対象工事費の 80%
 - ② 500 万円（耐震改修工事を含まない場合は 150 万円）×住宅戸数
 - ③ 融資対象工事費から融資対象工事費に係る補助金等を除いた額（補助金等の交付がある場合）
- 返済期間は 1 年以上 10 年以内（1 年単位）です。
- 担保は不要です。
- （公財）マンション管理センターの保証をご利用いただきます。
 - ※（公財）マンション管理センターの保証を利用しない場合の融資条件は上記と異なります。

2 5つの特長

- 特長① 全期間固定金利です。
- 特長② 耐震改修工事を行う場合は、融資金利を一定程度引き下げます。
- 特長③ マンションすまい・る債積立組合は、融資金利を年 0.2%引き下げます。
- 特長④ 無担保での借入れが可能です。
- 特長⑤ マンション管理組合の法人格の有無を問いません。

3 融資金利（平成 30 年 7 月お申込み分）

リフォーム融資の種類	融資金利	マンションすまい・る債積立 管理組合向け融資金利
マンション共用部分リフォーム	年0.56%	年0.36%
【耐震改修工事を含む場合】 マンション共用部分リフォーム	年0.30%	年0.10%

■マンションすまい・る債について

- 国の認可を得て、機構が発行する 10 年満期の「利付 10 年債」です。
- 満期までの 10 年間、毎年 1 回、合計 10 回の利息が受け取れ、元本は満期時に一括して償還します（利息は毎年 2 月に支払います。）。
- 1 口 50 万円単位で、10 年間連続しての積立てが可能です（1 回のみ積立ても可能）。
- 平成 30 年度の募集では、10 年満期時の年平均利率は 0.143%（税引後 0.1212%）です。

■（ご参考）茅ヶ崎市の分譲マンション耐震診断事業補助金について

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建設された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用の一部を補助します。
- 補助額は次のうち、いずれか少ない額となります。
 - ①耐震診断に要した費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満は切捨て）
 - ②区分所有者が居住する住戸の数に 30,000 円を乗じて得た額